

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

ホープ相談支援事業所 運営規程

(地域移行支援事業・地域定着支援事業・計画相談支援事業)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 桜樹会が設置するホープ相談支援事業所（以下、「事業所」という。）が実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく指定地域移行支援、指定地域定着支援及び指定計画相談支援（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用する障害者（以下、「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

(運営の基本方針)

- 第2条 指定地域移行支援の実施に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を適切かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 2 指定地域定着支援の実施に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を適切かつ効果的に行うものとする。
- 3 指定計画相談支援の実施に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業所から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 4 指定計画相談支援の実施に当たっては、利用者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。
- 5 指定計画相談支援の運営に当たっては、市町村、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとする。
- 6 事業の実施に当たっては、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行うものとする。
- 7 事業の運営に当たっては、市町村、障害福祉サービス事業者等の関連機関との連携を図り、当該利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行うものとする。
- 8 前7項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働

(事業の提供方法及び内容)

第6条 事業所で行う事業の内容及び提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活全般に関する相談
- (2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- (3) 指定地域移行支援に関する内容
 - ① 地域移行支援計画の作成及び評価
 - ② 入所施設や精神科病院への訪問による利用者に対する相談及び援助
 - ③ 障害福祉サービスの体験的な利用者に係る同行による必要な支援
 - ④ 1人暮らしに向けた体験的な宿泊にかかる支援
- (4) 指定地域定着支援に関する内容
 - ① 地域定着支援台帳の作成及び評価
 - ② 訪問等による利用者の状況の把握
 - ③ 利用者に対する常時の連絡体制の確保
 - ④ 緊急時における一時的な滞在等による支援
- (5) 指定計画相談支援に関する内容
 - ① サービス利用計画の作成及び評価
 - ② 訪問による継続的なモニタリング
- (6) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
 - (1) から (5) に附帯するその他必要な相談支援、助言等

(利用者から受領する費用及びその額)

第7条 事業者は、法定代理受領を行わない事業を提供した際には、利用者等から法第51条の14第3項又は法第51条の17第2項の規定により算定された額の支払いを受けるものとする。

- 2 事業者は、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の利用者を訪問して指定計画相談支援を行う場合には、それに要した交通費の実費の支払いを利用者から受けることができる。なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収することとする。
- 3 事業者は、前2項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者に対して交付しなければならない。
- 4 事業者は、第2項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得なければならない。

(給付費の額に係る通知等)

第8条 事業者は、法定代理受領により市町村から地域相談支援給付費又は計画相談支援給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該利用者等に係る地域相談支援給付費又は計画相談支援給付費の額を通知するものとする。

- 2 事業者は、利用者から法定代理受領を行わない事業に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサー

バス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

福山市（駅家町、御幸町、加茂町、芦田町、山野町、新市町、神辺町）
府中市（上下町を除く）

(事業を提供する主たる対象者)

第10条 事業所において指定地域相談支援、指定計画相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者（18歳未満の者を除く）
- (2) 知的障害者（18歳未満の者を除く）
- (3) 精神障害者（18歳未満の者を除く）
- (4) 難病等対象者（18歳未満の者を除く）

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(虐待の防止に関する措置)

第12条 事業者は、障害者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置

(苦情解決)

第13条 事業所は、その提供した事業に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録する。
- 3 事業者は、その提供した事業に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若し

くは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 4 事業者は、その提供した事業に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは事業の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 事業者は、その提供した事業に関し、法第51条の27第1項及び第2項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 6 事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告するものとする。
- 7 事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第14条 事業者は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録するものとする。
 - 3 事業者は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(その他運営についての重要事項)

第15条 事業所は、従業員の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年1回

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業員、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。
- 5 事業所は、利用者に対する指定計画相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定計画相談支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 桜樹会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成30年5月1日から施行する。
この規定は、令和3年2月1日から一部改正する。
この規定は、令和4年4月1日から一部改正する。
この規定は、令和4年12月1日から一部改正する。
この規定は、令和6年1月1日から一部改正する。
この規定は、令和6年3月8日から一部改正する。
この規定は、令和6年4月1日から一部改正する。